

新着資料

上賀茂神社の精進頭人について

—本学博物館収蔵「上賀茂神社文書」—

大山 喬 平 (教授・国史学)

大谷大学のキャンパスは、中世の賀茂別雷神社（上賀茂社）境内六郷の一つ小山郷の一画に位置する。つい先日、本学博物館に一連の上賀茂神社文書が収蔵され、現在整理作業が進行中である。そのなかに賀茂社の「精進頭」（精進頭人）に関する興味深い史料が入っている。

賀茂別雷神社には、現在、総計一万四千余通に及ぶ古文書が残されており、六年がかりの本格的な整理作業の結果『賀茂別雷神社文書目録』（京都府教育委員会 2003年）がさきごろ完成したばかりである。これを機に各地に散逸した文書の全貌も徐々に明らかになるであろう。

神社現蔵の文書のなかに近世初頭の「精進頭」にかかわる興味深い卷子本が含まれている。それは表題に「年中行事」と記すものであるが、装丁を同じくする他の三巻から判断すると、四巻がともに徳川政権下になって京都所司代支配のもと、戦国以来の賀茂社の政治的経済的権益について、その歴史的由来を明示する證書類として卷子仕立てにされたことが明白である。（前掲『目録』、大山の「解説」参照）

上の卷子本「年中行事」は巻頭に六ヶ条からなる「賀茂社御祈禱条々」を記し、続いて「同神事方年中行事」として、正月一日から十二月晦日にいたる賀茂社年中行事を月毎に書き記している。

上の「御祈禱条々」は、その第一条が「五人之御精進頭」の役にあつた「役人」について、天下安全のための御祈禱を正月十六日から翌年の正月十六日にいたる一年間、怠りなく勤めるべきことをうたうのであるが、こ

れ以外の五ヶ条もすべてこの精進頭にかかわる規定になっている。

- ① 毎日二度、賀茂社へ参詣する。貴布祢社へ丑の日ごとに参詣する。（第一条）
- ② 貴布祢社へ、毎日一人づつ参詣する。（第二条）
- ③ 下鴨社へ毎月、参詣する。（第三条）
- ④ 神道のおこなひと護摩を執行する。（第四条）
- ⑤ 毎月、御祓百座を執行する。（第五条）
- ⑥ 御田楽を、正月、五月、九月に執行する。（第六条）

このなかでとくに興味深いのは、彼らは一年間、貴布祢参詣のほかは「禁足ニテ在所ヲ不出、あらこもに座して、汚穢不浄ヲ不見、精進潔斎ニ相勤候事」（第一条）と記されることである。

賀茂社の氏人集団は鎌倉時代以来、百四十人の定員を有し、年齢に応じて往来田の割替えをうけて賀茂の信仰生活を維持してきた。こうした氏人たちは多くの場合、京官受領名（政府の中央官職名ないし地方国司の職名）をもっており、そうでなければ福鶴大夫、尊千代大夫などと童名で呼ばれていた。

賀茂社では宝永七年（1710）に「三手新写系図」十二巻を作成し、そこに系図読解のために「凡例一卷」が付せられた。すなわち、旧譜、精進頭行事をつとめおはるの人、当社におゐてかりに名つくる京官受領等の称をもって 勅任とおなしくこれを載す（下略）（第八条）

無足の人ハたとい京官受領等の名を称すといふとも、勅任のほかハ是をしるさず。各童名はかりをしるして旧譜の例にしたかふ

もの也(第九条)

などである。氏人が名乗る京官受領名は勅任のものもあったのであるが、旧譜(昔の系図)作成以前から、賀茂社内部に独自の身分秩序が成立しており、精進頭行事を勤め終えて、彼らは京官受領の官職名を名乗ることができず仕組みになっていたのである。

*

大谷大学所蔵上賀茂神社文書には冊子本で十八冊の精進頭関係の書籍があり、このほか数点の関連文書が入っている。表題にしたがって十八冊を列挙する。

- A 年々精進頭人之次第
- B 精進頭人中年中簡略之式
- C 精進頭参籠中雜記
- D 精進頭人參籠雜事秘記
- E 精進頭人年中雜事秘記
- F 精進頭人參籠雜々并勤役私記 全
- G 精進頭人仲間参籠中記
- H 精進頭人參籠中雜記
- I 精進頭人參籠中記
- J 精進頭人年中勤方記
- K 精進頭人行事中日次記
- L 精進頭行事私記
- M 精進頭人雜事記
- N 精進頭人日記 天

- O 精進頭人日記 地
- P 嘉永四亥年精進頭人臨時祭勤役雜記
- Q 嘉永五年正月精進頭人參籠中雜事記
- R 精進頭濫觴

以下、簡単にその内容を紹介したい。

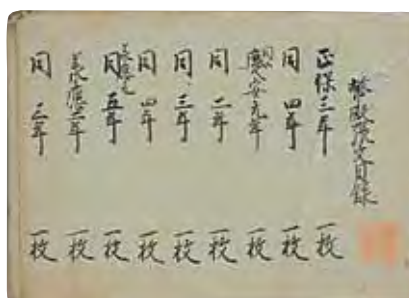
Aは精進頭関係の歴史的由来の確認を意図して作成されたもの。その前半部分に正保三年(1646)以来の「幣殿張文目録」、つぎに「張文」案文、大永六年(1526)以来の「差文」を載せ、今後も未見の「差文」を調査すべきであるとする。後半部分は正保二年(1645)から文化十三年(1816)にいたる精進頭の名簿であり、この部分は数筆の書き継ぎになっている。

上の「幣殿」とは精進頭たちの詰所であり、新任の精進頭たちは毎年正月十六日に年中の役目を怠りなく勤めることを誓って、新しい張文をここに掲げたのであった。Aによって判断するに、前の年の張文は順次「精進頭人之箱」に収められた。この箱は精進頭人に代々伝わっていたのである。

賀茂の氏人集団は東・中・西の三地域(三手)に分かれて編成されており、彼らは「三手若衆中」なる組織をもっていた。「三手文庫」とはこうした氏人集団の文書管理のための「文庫」だったのだが、享保四年(1719)



本学所蔵上賀茂神社文書・精進頭関係史料



A 年々精進頭人之次第の表紙(左)と第一丁表(右)

九月二十四日の三手若衆中の寄会は、正保三年(1646)から正徳六年(1716)にいたる六十九年分六十九枚の張文を「衆評」(決議)によって「三手文庫」に収納することにした。さらに享保九年閏四月十四日の三手若衆中寄会は享保二年(1717)から同八年にいたる七年分七枚の張文を三手文庫に移管している。

Aは上の事実とともに、保管してあった張文の控え(案文)を各年度の文字の異同に注意しながら記している。それによると、もっとも古い正保三年(1646)の張文は七ヶ条からなり、

- ①毎日、両度参詣の事
- ②正、五、九月に廿一度、参詣の事
- ③毎旬、幣殿において中臣祓一百座、ならびに八所の撰社に祈請して中臣祓六十四座を執行の事
- ④節供ごとに幣殿において中臣祓廿一座を執行の事
- ⑤丑の日ごとに貴布祢社へ参詣の事
- ⑥申の日ごとに氏神社へ参詣の事
- ⑦正月七日から十五日に至る一七ヶ日参籠の事

を記す。さきの卷子本「年中行事」と比べるとここにはいくつかの重要な相違点がある。とくに目立つのは第七条の正月七日から十五日にいたる「一七ヶ日」間におよぶ参籠のことで、これは卷子本「年中行事」に見られない規定である。

さきに触れたとおり、卷子本「年中行事」は

近世初頭のもので戦国時代ないしそれに先立つ中世以来の慣行を記していた。この参籠がいつからはじまったか分明ではないが、Aによって判断すれば、正保三年(1646)には新しい慣行が確実に成立していたのである。その変化とは、精進頭として一年の間、荒薦に座したまま在所を出ることなく、精進潔斎して神事をつとめて満行を迎えるという形態から、一年の最後に正月七日から十五日に至る一週間にわたる参籠をおえることによって、翌十六日から次年度の精進頭へとバトンタッチする近世的形態への変容である。ここでは〈禁足と荒薦の一年〉はすっかり緩んでいる。

正保三年(1646)ののちも享保年間に至るまでに、承応四年(1655)と明暦二年(1656)に張文の文言や形式に多少の変更が加えられている。明暦二年からは張文に当該年度の精進頭五人の署判が加えられるようになってもいた。しかし彼らの行事内容に本質的な改変が加えられた形跡はない。

B以降の大谷大学所蔵の精進頭関係文書は近世社会におけるこの神事の詳細と変化の様相を詳しく伝えている。正保三年張文がはじめて示すように、近世における精進頭の一年は、正月十六日に始まり翌年正月六日に及ぶ通例の勤務と正月七日から同十四日に及ぶ参籠の一週間に分かれる。前者の記録が「年中勤方記」の系統であり、後者が「参籠中雑記」の系統である。しばしば両者は一対のものとして現われる。

Bは享保八年(1723)十一月の老若衆中・三手若衆中による規約をもとにして、天明二年(1782)十二月、新たに追加された規定を朱書で加筆したもの。

Cは沢田禰宜庸清による享保十七年(1732)正月の参籠中雑記を寛保四年(1744)正月に清足が借用書写したもの。

D、Eは一对のもので、Cにみえた清足(従四位下賀茂県主)が宝暦三年(1753)十二月に精進頭を勤めたさい、「先輩」の記すところ、「今時」の所行、ならびに「相伝」の旨を大概書記したもの。清足本は後述するように江戸時代における一連の類本の祖本の位置を占める。ただしEは清足本を宝暦十二年(1762)十一月に直矢(従四位下賀茂県主)が懇望して模書したものである。

Fは寛政八年(1796)正月に「寛政五丑年追々加条々」の遵守を再確認したものだが、本書は文政八年(1825)正月の氏彦書写本である。

Gは安永十年(1781)正月、精進頭の一人であった秋保の書記にかかる参籠中記が底本。本書は秋保の子息保一が勤務のさい朱点を加え、ついで秋保の孫保房(正五位下)が、弘化三年(1846)に「後鑑」のため謄写したもの。

HはさきのFと同じ「寛政五丑年追々加条々」を文久三年(1863)正月、保房(正四位下)が書写したもの。(注)

I、Jは一对のもの。前者は前出の「寛政五丑年追々加条々」の遵守を再確認した寛政八年(1796)正月の参籠中記を、天保四年(1833)、章顕(従四位下周防介)が加筆、それをさらに天保八年(1837)九月、氏善(従四位下)が書写したもの。後者も章顕から恩借の年中勤方記を同じく天保八年(1837)九月に氏善が経国県主に筆写させたもの。

Kは文化四年(1807)十二月以降、氏逸(正四位下)が書記したもの。

Lは文政元年(1818)十二月のもの。

Mは天保二年(1831)正月に父の保一が発端数紙を書写していたものを、子の保房が嘉

永三年(1850)四月に引きつぎ完成させた雑事記。

N～Qの四冊は、嘉永三年(1850)末から同五年正月にかけて、嘉永四年の精進頭を勤務した賀茂太氏(正四位下備中守)が記したもの。Qには「以上以重誠県主記、肝要之分記之、彼記専故清足翁記以下諸人之記考正之旨也」との奥書がある。清足→重誠とつづく類書の整備過程が窺える。同書表紙には座田家蔵印を捺す。

最後のRは文中に文久二年(1862)の張文例文を載せる。これ以後成立の「精進頭濫觴」記であるが、精進頭の歴史的由来を天武天皇の時代に求め、天武以来常住精進潔斎の県主等五人がいたと記すが、幕末のこの時期に彼らの濫觴がいかに茫漠としたものと化していたかを物語っている。

*

五人の精進頭はそれぞれ小野郷をのぞく賀茂境内の五郷を代表していた。Aが示す大永六年(1526)の差文は、この記録の作者が目にしえた最古の差文であったが、この差文によってこの年の精進頭に指名された人物は、河上郷が散位保智、大宮郷が散位増顕、小山郷が散位是顕、中村郷が散位秀直、岡本郷が散位氏定の五人であった。差文の彼らはすべて「散位」であり、京官受領名を記していない。賀茂社では毎年正月十四日に御棚会の神事があり、十五日の夜は鶏鳴の時に御戸開きになる。御棚会神事における精進頭五人の重要な役割が賀茂の神の農耕神としての姿を如実に語るのであるが、詳しくは今後の研究にまちたい。

(注)

但し奥朱書に「此記者、弘化四年阿波守重誠県主以勤役之記、今度予勤之、其中古今相違之分、聊加今案了、余者如此記、無相違者也、雖然依時宜可斟酌事共少々有之、…于時文久三儀房誌之」とあり。後考を待つ。